

- 1 会議名 全員協議会
- 2 日時 令和7年7月22日（火）  
午前10時から午前10時58分まで
- 3 場所 第2・第3委員会室
- 4 出席議員 14名
- 5 欠席議員 片岡健一郎
- 6 出席者 副市長 柴田義晴、総務部長 中村定秋、総務部専門監 西山慎太郎、市民協働部長 伊藤新治、福祉部長 佐野剛、健康こども未来部長 西井上剛、建設部長 西村忠寿、消防長 加藤正人、教育部長 石川文子  
企画財政課長 井手上豊彦、同主幹 宇佐見信仁、行政課長 兼松英知、同統括主査 宇佐美祐二、環境政策課長 秋田伸裕、同統括主査 今枝正継、上下水道課長 田中伸行、同主幹 大橋透
- 7 事務局出席者 議会事務局長 丹羽至、同主任 御嶽千夏
- 8 議長あいさつ
- 9 副市長あいさつ

#### 10 報告事項

##### （1）一部事務組合議会の経過報告

愛北広域事務組合議会

木村代表議員：資料に基づき説明

##### 【質疑】

なし

##### （2）執行機関からの報告

##### ①第5次総合計画第6次実施計画の策定スケジュールについて

企画財政課長：実施計画は毎年9月から10月頃に確定し全員協議会で報告しているが、現在は第5次総合計画の中間見直し作業を進めており、今年12月定例会での議決を目指しているところである。そのため全体の見通しが立つのが秋頃となるため、例年通り進めると実施計画の確定後に第5次総合計画の見直しを行うこととなり齟齬が生じることも想定される。そこで第6次実施計画の策定作業については第5次総合計画の中間見直しと整合性を図りながら進めていくため、来年2月上旬頃の確定を目指している。実施計画の策定が例年より遅れることとなるが、確定後に速やかに全員協議会で報告する。

##### 【質疑】

なし

##### ②ゼロカーボンシティの実現に向けた取組みに関する三者連携協定の締結について

環境政策課統括主査：資料に基づき説明。

【質疑】

なし

③キャッシュレス決済ポイント還元事業について

商工農政課長：資料に基づき説明。

【質疑】

なし

④尾張一宮 P A スマート I C （仮称）に関する地元説明会について

都市整備課長：資料に基づき説明。

【質疑】

梶谷議員：北島町の説明会の中でどのような質疑があったか。

都市整備課長：工事による農業への影響があるかについての質問や、スマートインターチェンジが完成すると北島町内の交通量が増大するため生活道路の安全対策の要望等、交通安全や交通量に関する質問が多かった。

塚崎議員：資料が非公開になっている理由は。一宮市で行われた説明会も同じ内容か。

都市整備課長：国の指示により行っているため一宮市も岩倉市も資料は非公開としている。岩倉市も一宮市も同じ資料で説明会を行った。

木村議員：資料が非公開である理由がよく分からない。スマートインターチェンジを設置するに当たって国は準備段階調査に入る前は資料を出さずにやっているということですか。

都市整備課長：そのとおり。

⑤県事業の進捗状況について

都市整備課長：資料に基づき説明。

【質疑】

大野議員：北島町の令和 8 年度埋蔵文化財調査はどの遺跡のことか。

都市整備課長：試掘により調査が必要となった箇所である。具体的な遺跡名については今手元に資料がないため不明である。

水野議員：萩原多気線の名神高速道路より西の一宮市の部分について、いつ頃までにどうしたいかという一宮市の意向は現時点で何かあるか。

都市整備課長：一宮岩倉工区は事業化が始まったばかりで、特に名神高速道路西側についてはこれまで開発がなされていないところを通ること

もあり、実際に掘ってみないとどんな埋蔵文化財が出てくるか分からず、具体的な完成年度は県からも一宮市からも聞いていない。

水野議員：江南岩倉線で交差点予備検討を実施するとのことだが、墓地があったと思う。墓地等の移転の検討時期の目安はあるのか。

都市整備課長：石仏墓地に道路用地がかかってしまう。交差点の形状によってどれだけ墓地に用地がかかるか、検討して決定してみないと分からない。詳しいことが決まったら具体的に石仏墓地の組合に話をして交渉に入ると思う。県に確認したが今のところ事業化の明確な時期はまだ決まっていないため、まず今年度は交差点の形状を決めると聞いている。

水野議員：墓地は一般的に権利関係が不明になっていることも多いため、市として現状を早めに把握したほうがよいと思うがいかがか。

都市整備課長：墓地の土地の所有状況については市としても調査しているところである。道路用地が墓地の一部にかかった場合に、墓地の一部を残して移転するのか、全部移転するのかということもまだ決まっていない。交差点の形状が決まり次第、県とともに速やかに組合との協議に入りたいと考えている。

#### ⑥水質検査（PFAS）について

上下水道課長：6月の水質検査の正式な結果が出たため報告する。岩倉団地の数値は下がり、他の水源も暫定目標値を下回っているため今年度も本市の水道水は安全であることが確認できた。岩倉団地水源は希釈前の原水も調査を実施した。この結果は暫定目標値を超過していたため、この対応についても報告するが、検査を実施する前から原水の濃度上昇を想定して関係部局と連携を図っており、今後も連携しながら適切な対応をしていく。環境政策課の対応もあるが、上下水道課からまとめて説明する。今回は水質の再検査を行っただけでなく、県水と混合後の施設の稼働状況の確認等、6月の検査までに実施した内容も報告する。

上下水道課主幹：資料に基づき説明。

#### 【質疑】

水野議員：県水と自己水の割合がおよそ1：1とのことだが、検査した水の割合が6：4や7：3となっている。混合割合が1：1であるなら1：1で検査すべきではないか。

上下水道課長：おおよそ1：1ということであり、実際は日によって混合割合が違っている。ここに記載してあるのは検査日当日の実際の混合割合の状況である。

木村議員：オーバーフローした水はどうなるのか。

上下水道課主幹：岩倉団地配水場内の側溝に排水されていく。

木村議員：1時間あたり35立方メートルでも数回オーバーフローしたとのことだが、現時点ではその量でやっていく方針ということか。

上下水道課長：現在はそうである。先のことも検討しているので、早い段階で今後の方針が伝えられれば伝える。

木村議員：県水7：自己水3で当初より県水の給水量が多くなっているが、県水の金額は今の時点で分かることはあるか。

上下水道課主幹：まだ増やしたばかりで把握していないが、今後は毎月県から請求されるので見て確認していく。

木村議員：水源の原水の数値が一部の水源で上がってきているという状況があると思われる。近隣の江南市や小牧市、大口町等と情報共有の必要があると思うが動きはあるか。

上下水道課長：丹羽広域、犬山市、江南市とは年に2回の勉強する機会の情報交換を行っている。小牧市も下水でつながりがあるため情報交換している。岩倉市は昨年から全国的に注目されているため、近隣から岩倉市の対応を聞かれることが多い。

木村議員：水源の状況を見ると五条川から東側が上がってきているという状況があるのではと推測される。特に上流部がどんな値なのか把握する必要があると思っている。岩倉市をクローズアップするのではなく、地域全体としてどのような状況かを県が公表してくれるようになるとういのではと思うが、県の動きはいかがか。

上下水道課長：愛知県は毎年9月に公表しているとのことである。そこで分かるようになると思う。

水野議員：岩倉団地ができる前の土地利用等について愛知県は把握しているのか。

上下水道課長：我々も航空写真でしか確認できないが、工場があったということは確認できないので、田や畑であったかと思う。

塚崎議員：水源からの1キロメートル以内に井戸を所有する世帯はどれくらいあるのか。また、井戸水の検査は考えていないのか。

環境政策課長：実際に使用しているのは2軒であり、そのうち飲用に使用しているのは1軒である。近くで高い値の結果が出たのでご自分で水質検査をやっていただくよう話をする。通常から井戸については所有者が自分で検査をすることになっている。結果を見て自分で対応するように話をする。

塚崎議員：その検査結果は市と共有しないのか。

環境政策課長：特に報告の義務はないため結果は入ってきていない。

梶谷議員：石仏町の線路西にはかなり自己井戸所有世帯があるが、注意喚起は1キロ以内に限られるのか。

環境政策課長：水源から近いほど影響を受けやすいと予想し範囲を区切った。飲用で井戸を使用する場合は所有者が自ら水質検査をする必要があるため、離れた場所の井戸であっても所有者が水質検査を行っていると考えている。

梶谷議員：東町水源の値が上がっていたので心配だが直近での検査は考えていないか。

上下水道課長：東町水源に関しては年に1回の想定であるため今年度の検査予定はない。来年度からは水質基準に格上げされるため、その際は年4回検査を行う。

大野議員：この資料は大変分かりやすいが、市民にはどのように公開するのか。

上下水道課長：ここまでの資料を掲載する予定はない。検査結果と安全であるということを記載する予定である。時間帯ごとの検査理由については記載する予定。水道事業としては安全を確認していること、環境政策課としては周辺の井戸所有者に注意喚起を行っていることを周知する。

#### ⑦その他

##### ・勤務中におけるサングラスの使用について

総務部長：交通事故防止や紫外線による目への健康被害防止のため、日中のごみ収集車や消防車両等の運転や現場作業にてサングラスの使用を許可した。一定の基準を設けて所属長が承認する形で、職員が所有するサングラスを使用できる。市民対応の際は原則外す運用としていきたい。既に職員に周知して開始しているのでご承知おきいただきたい。

#### 【質疑】

なし

#### (3) その他

なし

#### 1 1 協議事項

なし

#### 1 2 その他

なし